

中国ビジネス Q&A 中国の個人情報保護制度に関する近時の

Q 中国の個人情報保護制度について、2017年6月1日にサイバーセキュリティ法(以下「CS法」)が施行されて以来、「個人情報安全規範」、「個人情報と重要データの越境移転安全評価弁法(案)」、「データの越境移転安全評価ガイドライン(案)」等の一連の規定が公表されていますが、その半分以上は草案で止まっています。現時点においてどのように対応すれば良いでしょうか。

A 中国では現在、個人情報を本人の同意なく収集・使用することや、ターゲティング広告を本人の同意なく配信すること等が特に問題視されています。そのため、現在既に個人情報を取り扱っている場合には、早めに本人の同意を取得し、プライバシーポリシーを作成することが望ましいです。また、個人情報のローカライゼーションや越境移転等に関して、具体的な規定が公布されていないため、今後の動向を注視する必要があります。

1. 中国個人情報保護制度の概要

中国では、包括的な個人情報保護法は存在しておらず(18年9月に個人情報保護法が立法計画に組み込まれた^{注1})、個人情報保護に関する規定は民法総則・民法通則、刑法、CS法、電子商取引法、消費者権益保護法、未成年者保護法、銀行法、医師開業法等の法律法規に散在しています。そのほか、個人情報安全規範^{注2}が実務上重要な国家推奨標準(規格)として注目されています。

また、個人情報保護の法執行に関して、国家インターネット情報弁公室はインターネットの安全およびデータ保護に関する監督管理業務の統一的な調整を行い、公安機関は個人情報への不正行為の摘発に重点を置き、国家市場監督管理総局は消費者や患者保護等の観点から個人情報の保護に力を入れています。そのほか、工業和信息化部、中国人民銀行等は電気通信、金融等の各管轄分野で個人情報保護の法執行を行っています。

2. 最近の立法動向

中国の個人情報保護規制は、その適用主体が法令により異なること、判断基準が不明確であること、さらに、安全評価等の馴染みのない概念等もあることから、対応しづらいところがあります。

中国の個人情報保護制度をより明確にするために、19年に「児童個人情報ネットワーク保護規定^{注3}」、「インターネット個人情報安全保護ガイドライン^{注4}」等が施行され、さらに、「データ安全管理弁法(案)^{注5}」、「個人情報越境移転安全評価弁法(案)^{注6}」および「個人情報安全規範(2019年改正案)^{注7}」等が公表され、意見募集が実施されていました。

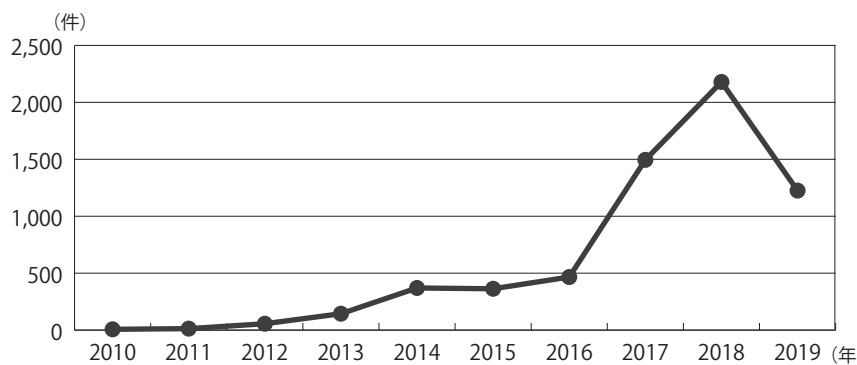
特に留意されたいのは、個人情報の越境移転制限に関して、CS法37条はデータの中国国内保存義務(いわゆるローカライゼーション)と越境移転制限の適用対

象を重要インフラ運営者に限定していますが、「インターネット個人情報安全保護ガイドライン」5.3.1クラウドコンピューティングプラットフォームに対してもローカライゼーションを要求し、越境移転制限を設けています。さらに、19年の「個人情報越境移転安全評価弁法(案)」は、17年の「個人情報と重要データの越境移転安全評価弁法(案)^{注8}」における個人情報越境移転の際、当局に対する申告義務の適用範囲に例外を定めずに広く適用することを提案しました(17年の「個人情報と重要データの越境移転安全評価弁法(案)」では、越境移転を行った個人情報の数量が50万人以上または1,000GBを超える場合等が例外とされています)。「個人情報越境移転安全評価弁法(案)」ではローカライゼーションが要求されていないものの、越境移転の際に申告義務が頻繁に要求されることで、企業はローカライゼーションを考慮せざるを得なくなる可能性があります。そのため、引き続き個人情報越境移転規制の動きを注視する必要があります。

3. 法執行の動向

中国の法情報データベースである北大法宝^{注9}に掲載された全国の裁判所で下された判決・裁定のうち、10年1月1日から19年12月13日までの公民個人情報侵害に関する刑事事件は、計6391件にのぼります。(年次分布および地域分布は図1、2を参照)

図1 裁判所における「公民個人情報侵害罪」に関する刑事事件の件数(年次分布)

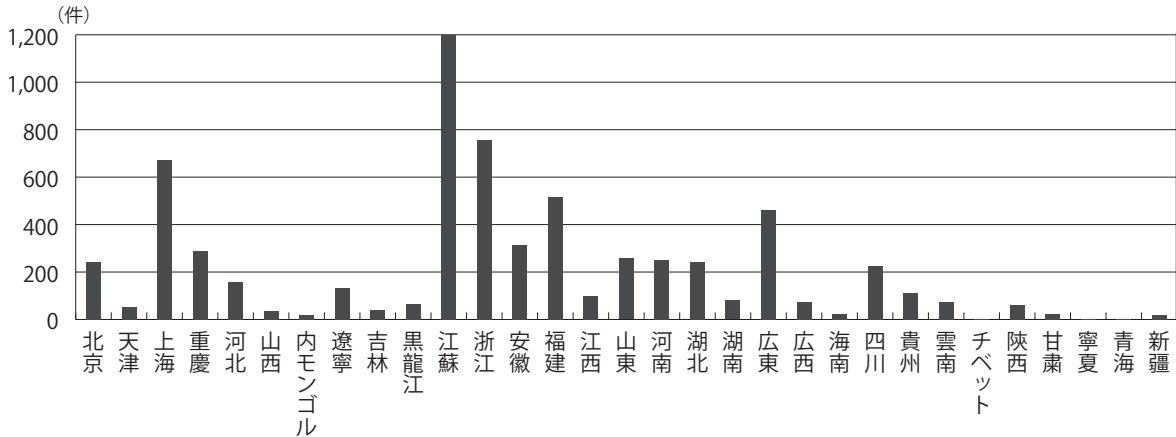


(出所) 北大法宝で検索した情報を基に作成

動向とその対策

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
 外国法事務弁護士 シニアパートナー 範国輝
 博士(経済法) 中国律師 徐 楊

図2 裁判所における「公民個人情報侵害罪」に関する刑事事件の件数(地域分布)



(出所) 北大法宝で検索した情報を基に作成

19年のデータはまだ完全に公表されていませんが、図1によれば、近年、公民個人情報侵害罪に関する刑事事件の件数は年々増加し、特にCS法が施行された17年から急増しています。また、図2によれば、江蘇省、浙江省、上海市、福建省、広東省などの南方の経済が発展している地域において、このような事件が多発しています。

一方、個人情報の取り扱いにおける不正行為に対する行政処罰、行政指導等に関して、17年および18年に国家インターネット情報弁公室、工業信息化部、公安部、全国情報安全標準化技術委員会が、オンライン旅行サービス、ネット決済等のインターネット製品・サービスそれぞれのプライバシーポリシーや、事業者による個人情報の収集・使用方法等を評価し、改善意見を提出する特別検査業務を行いました^{注10}。さらに、19年4月1日からの6か月間において、国家市場監督管理総局ならびに各地の市場監督管理局は不動産賃貸、教育コンサルタント、保険仲介、美容やフィットネス等の消費者の個人情報を侵害する不正行為が目立つ業界に対し、主に①消費者の同意なく個人情報を収集、使用、②消費者の同意なく個人情報を第三者に提供、③ターゲティング広告を消費者の意思に反して配信する不正行為を取り締まり、各種の消費者個人情報侵害事件：計1474件を立件し(その内、154件を公安機関へ移送)、合計約3億円の罰金を科しました^{注11}。

4. まとめ

中国の個人情報保護制度にはまだ不明確なところがありますが、既に施行されているCS法、個人情報安全規範、インターネット個人情報安全保護ガイドライン等で定められている個人情報保護措置を踏まえ、現状の意見募集稿の内容を参照し、個人情報保護措置の検討を推奨します。

注1: 18年9月7日に公布された全国人民代表大会常務委員会の第13期(18年3月~23年3月)の立法計画に個人情報保護法が含まれた。

注2: 個人情報安全規範(全国情報安全標準化技術委員会、18年5月1日施行)は国レベルの推奨標準であり、法的強制力のないものである。もともと、個人情報安全規範は、企業によって自身の個人情報処理活動に適用されるとともに、主管部門、第三者評価機関等による個人情報処理活動の監督、管理、評価活動にも適用され、CS法等の解釈の際に事実上参照されている。

注3: 国家インターネット情報弁公室、19年10月1日施行。

注4: 公安部、19年4月10日施行。

注5: 国家インターネット情報弁公室、19年5月28日から同年6月28日まで意見募集。

注6: 国家インターネット情報弁公室、19年6月13日から同年7月13日まで意見募集。

注7: 全国情報安全標準化技術委員会、19年6月25日から同年8月8日まで意見募集。

注8: 国家インターネット情報弁公室、17年4月11日から同年5月11日まで意見募集。

注9: 中国の重要な法律法規、判例等が提供されている法情報データベース。

注10: 国家インターネット情報弁公室の公式サイト(http://www.cac.gov.cn/2017-08/02/c_1121421829.htm)および全国情報安全標準化技術委員会の公式サイト(<https://www.tc260.org.cn/front/postDetail.html?id=20190614170450>)参照。

注11: 国家市場監督管理総局19年11月18日記者会見(http://www.samr.gov.cn/xw/xwfbt/201911/t20191118_308613.html)参照。